

広島県告示第五百六十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成二十七年九月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

平成二十七年十一月十日

二 存続期間

免許の日から平成三十年八月三十一日まで

三 申請期間

平成二十七年九月十七日から平成二十七年十月十六日まで

四 公示番号

区第四百二十四号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名称	時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	一〇月一日から翌年四月三〇日まで

2 漁場の位置及び区域

(一) 位置

呉市倉橋町鹿老渡地先

(二) 区域

次のアイ、イウ、ウエを結んだ三直線とエアを距岸二十メートルで結んだ線とによつて囲まれた区域

基点一 倉橋町鹿老渡岩屋北端

基点二 倉橋町鹿老渡船害の鼻

ア 一から倉橋町亀ヶ首南東端を見通す線と距岸二十メートルの線との交点

イ 一から倉橋町亀ヶ首南東端を見通す線上百六十メートルの所

ウ 二から呉市豊浜町齋島北端を見通す線上百六十メートルの所

エ 二から呉市豊浜町齋島北端を見通す線と距岸二十メートルの線との交点

六 地元地区

呉市倉橋町室尾、鹿老渡